

特別支援教室の運営ガイドライン

令和3年3月

東京都教育委員会

はじめに

障害のある児童・生徒への支援に関して、国においては、「障害者の権利に関する条約」（平成 26 年 1 月）の批准、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 28 年 4 月）、「発達障害者支援法の一部を改正する法律」（平成 28 年 8 月）の施行がされました。また、平成 24 年 7 月には、中央教育審議会初等中等教育分科会において「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が取りまとめられました。この報告では、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のためには、特別支援教育を着実に進めていく必要があるとされています。

こうした中、東京都教育委員会では、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害のある児童・生徒に対する支援の充実を図るため、従来、通級指導学級で行っていた指導を在籍校で受けられる「特別支援教室」の小・中学校（義務教育学校及び中等教育学校前期課程を含む。以下同じ。）への導入を開始しました。

この新たな制度である特別支援教室の円滑な導入・定着を図るため、平成 27 年 3 月に「小学校における特別支援教室の導入ガイドライン」（平成 30 年 6 月に一部改定）を、平成 30 年 3 月に「中学校における特別支援教室の導入ガイドライン」を作成し、特別支援教室の運営方法や学校の環境整備など、制度の概要について周知を図ったところです。

平成 28 年度から順次導入を進めていく中で、区市町村や学校に対するヒアリングや調査等から様々な実態が明らかになってきました。例えば、特別支援教室での指導の開始や終了に関する検討や決定の方法が区市町村によって異なっている実態があることなどがわかってきました。

そこで、令和 3 年 4 月、都内公立小中学校全校に導入が完了することから、特別支援教室の運営をさらに充実させるため、有識者を含む「特別支援教室の入退室等検討委員会」（令和元年～2 年）において、特別支援教室の運営方法等について協議を進めてきました。この度、その検討結果を踏まえ、特別支援教室の導入ガイドラインを改訂し、名称を「特別支援教室の運営ガイドライン」と改めました。

今後、対象児童・生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、全ての時間、在籍学級で学校生活を送れるようになるという特別支援教室の目的を達成させるためには、学校全体での取組がより一層重要となります。本ガイドラインの活用により、各区市町村教育委員会及び各小・中学校の特別支援教室に係る取組の更なる充実と、学校全体の特別支援教育のより一層の推進に期待しています。

東京都教育委員会

＜ ガイドラインの全体構成 ＞

第1部 特別支援教室 運営の充実に向けて	3～62
第1章 特別支援教室とは	5～17
第2章 特別支援教室の基盤整備	18～27
第3章 入室と退室（指導の開始と終了）	28～52
第4章 専門性の向上と理解促進	53～59
第5章 特別支援教室の運営	60～62
第2部 実態把握から始める支援の充実に向けて	63～96
～在籍学級での支援から特別支援教室の退室までの流れと考え方～	
第1章 在籍学級を中心とした支援の充実	66～74
第2章 特別支援教室の利用と在籍学級との連携	75～87
第3章 特別支援教室の退室に向けた考え方（退室の目安）	88～96
様式	97～104
参考資料	105～109
資料	110～133